

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月14日

【中間会計期間】 第124期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 昭和ホールディングス株式会社

【英訳名】 Showa Holdings Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長兼最高経営責任者 此 下 竜 矢

【本店の所在の場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄 司 友 彦

【最寄りの連絡場所】 千葉県柏市十余二348番地

【電話番号】 04-7131-0181 (代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役最高執行責任者兼最高財務責任者 庄 司 友 彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第123期 中間連結会計期間	第124期 中間連結会計期間	第123期
会計期間		自 2023年4月1日 至 2023年9月30日	自 2024年4月1日 至 2024年9月30日	自 2023年4月1日 至 2024年3月31日
売上高	(千円)	4,715,501	4,552,752	8,868,876
経常損失()	(千円)	143,061	310,499	781,150
親会社株主に帰属する 中間(当期)純損失()	(千円)	140,571	210,519	531,547
中間包括利益又は包括利益	(千円)	195,201	127,667	759,320
純資産額	(千円)	3,460,446	3,055,198	2,910,717
総資産額	(千円)	7,430,076	6,650,265	6,833,643
1株当たり中間(当期) 純損失金額()	(円)	1.85	2.78	7.01
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	25.7	24.3	23.1
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	111,846	69,088	75,079
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	8,820	4,295	180,800
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	661,612	66,608	784,597
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	(千円)	1,255,288	888,539	1,028,125

(注) 1. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

3. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を第124期中間連結会計期間の期首から適用しており、第123期中間連結会計期間及び第123期連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。なお、2022年改正会計基準については第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱いを適用し、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日)については第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いを適用しております。この結果、第124期中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している以下の主要なリスクが発生しております。

なお、文中の将来に関する事項は、半期報告書提出日時点で当社グループが判断したものであります。

(継続企業の前提に関する重要な事象等)

前連結会計年度に引き続き当中間連結会計期間においても、下記1、2の事象が発生しており、当中間連結会計期間において下記3の事象が発生しておりますが、これらについて、以下の対応策を実行していることから、当該事象の解消が実現できるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

「1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について」に記載した事項に関しましては、当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について」に記載した事項に関しましては、当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラスタアジアとの契約に違反したことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、GL及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいり所存であり、JTAに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社といたしましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

「3. GL Finance PLC. のファイナンスリースングライセンス取消と会社清算について」に記載した事項につきましては、当社の連結業績に与える影響につきまして、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性があります。情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定した数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響等が判明した場合には、適時適切に公表してまいり所存です。

1. Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. (清算手続中)が保有していた貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2018年3月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ財務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、(追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

2. JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について

当社持分法適用関連会社であるGLが発行した総額1億80百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「JTA」という。)は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTAが行っている主な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。これらの訴訟の動向次第では、当社

グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

(1) J T Aが行っている主要な訴訟の概要

イ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1 . 訴訟提起日	2018年1月9日
2 . 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aの子会社であるJ T Aは、当社持分法適用関連会社G Lの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有していましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求してあります。G Lといたしましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に於ては、これら条件は何ら整っていません。これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。
3 . 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4 . 訴訟の内容	J T Aは、タイにおいて、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起してあります。
5 . 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (E H A) 暫定的資産凍結命令訴訟

1 . 訴訟提起日	2020年10月21日
2 . 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(E H A) 損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にE H Aに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されてあります。
3 . 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4 . 訴訟の内容	シンガポール共和国において、1億95百万米ドルまでの通常の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。
5 . 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており、現在も継続してあります。

八) (EHA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T A は、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE . LTD . (以下「E H A」という。)他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、J T A が G L に対して実施した投資(転換社債合計2億1千万米ドル及び G L 株式の購入他5億27百万タイバーツ)について、G L H が他の被告と共謀し、J T A に投資を促すために、G L の財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為に E H A も参画しているという主張から E H A 他1社に対し損害賠償請求を求めています。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T A は、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T A の投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

二) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T A が当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主であるA.P.F.Group Co. , Ltd . に対して、此下益司氏及びG L の詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T A が24百万米ドルの損害賠償の支払いを当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主A.P.F.Group Co. , Ltd . に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

実質的に当社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (GLH他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAがシンガポール共和国高等法院にて、GLH他此下益司氏及び他4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、JTAの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、JTAは、GLH他此下益司氏及び他4社に対し、JTAが行った投資(1億24百万米ドル)に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、GLHに対し、1億3千万米ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
5. 訴訟の進展	GLH他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000SGドルの支払いを命じました。別途、GLH及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから、9,000SGドルの支払いが命じられております。なお、GLH及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。当該判決を不服として、GLHは2023年4月19日に控訴を行いました。2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っておりましたが、2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びGLとしましては、当該損害賠償請求金額相当金額が、当社持分法適用関連会社GLの連結財務諸表において負債として計上されており、財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

へ) (GLH) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAは、上記のホ) (GLH他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、GLHに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAは、上記のホ) (GLH他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、GLHに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール共和国高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がGLHの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、GLHの清算手続きが進められております。これに対して、GLは、GLHの債権者として、同手続きに異議を申し立てると共に、GLHの被担保債権者として、その担保権を実現するための措置を進めてまいります。

ト) (GL) 会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してGLの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してGLの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立てを棄却しました。J T Aによる会社更生法の訴えは3度に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後GLが被った損害に対して補償を追加して、追求していくことを当社としても積極的に支援し、当社自信が被っている様々な損害についても追求をしております。

(2) 当社グループの見解及び対応について

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、GL及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めてまいりる所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社といたしましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

3. GL Finance PLC. のファイナンスリーシングライセンス取消と会社清算について

当社持分法適用関連会社のGLは、GLの連結子会社でありカンボジアでファイナンス事業を営んでいるGL Finance PLC. (以下「GLF」という。)が、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社の清算についての通知を受け、GLFでは、清算人を選定し、清算手続きに入っております。

当社の連結業績に与える影響につきましては、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性があります。情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定した数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響等が判明した場合には、適時適切に公表してまいります。

以上の通りであります。訴訟、会社清算の進捗及び結果次第では、当社グループの経営に影響を及ぼす可能性があります。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

1 提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容

(1) 経営成績の分析

当社グループは当中間連結会計期間においては、減収減益となりました。売上高は4,552,752千円（前年同期比3.5%減）、営業利益は86,304千円（前年同期比31.7%減）、経常損失は310,499千円（前年同期は経常損失143,061千円）、親会社株主に帰属する中間純損失は210,519千円（前年同期は親会社株主に帰属する中間純損失140,571千円）となりました。

営業利益につきましては製造業である食品事業、ゴム事業やスポーツ事業は、電気代金、燃料費、原料高などの影響を大きく受けました。その中で、コンテンツ事業が利益貢献を大幅に伸ばしました。コロナ禍からの市場回復が遅れているスポーツ事業では、新規事業の旅行事業が大きく売上に貢献いたしました。経常損失については、持分法適用関連会社が営むDigital Finance事業とリゾート事業の損益を取り込んだ結果、持分法による投資損失となったことから、赤字幅が増大したものであります。これらの結果、最終損益の親会社株主に帰属する中間純損失も前年同期よりも悪化いたしました。

当社といたしましては、短期的な景気判断や収益について一つ一つ適切に対処しつつも、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(食品事業)

当事業の当中間連結会計期間における業績は、減収減益となりました。

当中間連結会計期間における売上高は2,454,627千円（前年同期比1.0%減）となり、セグメント利益（営業利益）は210,054千円（前年同期比2.8%減）となりました。

当事業は、明日香食品株式会社並びに同子会社グループが営む、「ちょっと食べる」喜びを毎日世界へをミッションに、和菓子等、とりわけあんこ餅、わらび餅等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。

売上面では、数年間継続している食料品等の価格上昇と高止まり、実質賃金減少などから消費者の購買行動の減退していることが、同事業の主要顧客であるスーパーに影響をあたえております。これにより昨年と対比して市場環境の厳しさが増している状況となっております。利益面に関しては、前下半期から続く砂糖、米などの主要原材料市場の高騰や円安が大きく影響し、コストを押し上げて下振れ要因となりました。日本の食品業界においても値上げが話題となっておりますが、日配和菓子は市場規模に比して競争が激しく、また毎日食べていただくための「お得感」を重視する自社ミッションを果たすためにも、その製造コスト上昇を販売価格に完全に転嫁をせず、ミッションの遂行を優先しております。その結果、当中間連結会計期間においては、僅かながら減益となりました。しかしながらこの結果はミッション遂行と徹底したコスト管理によりバランスを取った結果であり、当事業の目指す姿を体現できているものと評価しております。

最近では、当社グループの株式会社ウェッジホールディングスと協力して進めておりますSNSを活用した当社商品のブランディングに注力してまいりましたことも影響し、戦略商品の拡販が進んでおります。『「わらび餅」の明日香野』、『こし自慢明日香野』、『桜餅（道明寺）の明日香野』が定着しつつあり、今後のさらなる拡販につながるものと期待をしております。SNSから波及して今年もマスメディアでも継続的に取り上げられております。これらにより、中期経営計画「深耕と進化」の基本方針である「もちのプロ 開発力・製造力強化、ブランディングを確立する」を果たし、業績の拡大を図ってまいります。

(スポーツ事業)

当事業の当中間連結会計期間における業績は、増収減益となりました。

当中間連結会計期間における売上高は606,883千円（前年同期比4.5%増）となり、セグメント損失（営業損失）は15,853千円（前年同期はセグメント利益2,443千円）となりました。

当該事業は依然新型コロナウイルス感染症規制緩和後の回復が遅れており、第1四半期から引き続き当中間連結会計期間への影響も大きくなっております。また原材料であるゴム、生産に必須の電気、ガスなどのエネルギーコストが高騰しておりますことで利益を大きく圧迫いたしました。同時に営業活動を強化した結果、必要経費が増加しており、今後中期的な事業拡大のための必要な投資的費用と考えておりますが、同じく利益を圧迫しております。

当事業は、創業事業でありますアカエムソフトテニスボールを中心とした、ソフトテニス関連事業とテニスクラブ再生運営事業を柱としております。一方、旅行事業(ランニングに関わるスポーツツーリズム事業)を、当社グループの株式会社ウェッジホールディングスと協力して進めておりますが、当事業が順調に拡大して売上高、利益ともに貢献しており成長しております。

ソフトテニス事業におきましては、コロナ禍のソフトテニス人口減から完全に回復することはできていない環境が続いております。その中で、第1四半期に引き続き、ユーザー向けのキャンペーンを実施しシェアの拡大を図っております。その結果、キャンペーンの効果により、ソフトテニスボールの売上高は前年同期に比べ増加いたしました。しかしながら統計開始以来最も暑かったと言われる初夏からの記録的な暑さにより、熱中症対策で屋外での部活動時間に制限がかかるなど、消耗品であるソフトテニスボールの使用頻度が増えないことも影響し利益を出すまでの増加を達成することはできませんでした。

テニスクラブ再生運営事業におきましては、コロナ禍のフィットネスジムなどの会員減から全国的に低迷している環境が続いております。この中で、当社テニスクラブは2019年に比して会員数を増加させております。現在、新規会員獲得数は低い状態となっておりますが、一方で退会者が極めて低い率で推移しており、これによって徐々に会員数を増加させている状態にあります。また顧客満足は安定していると考えております。また、過去数年間、ソフトテニスレッスン、ランニングレッスンなどを開始しており、硬式テニスレッスンのみであった状況に比べ、会員数増に繋がっていると考えており、マルチスポーツ化が事業拡大に資する戦略であることを証明していると考えております。このマルチスポーツ化戦略を拡大すべく、7月1日より京都洛西口にて「ルーセント卓球クラブ・ランニングクラブ京都洛西口」の運営を開始しました。これは卓球分野への新たな進出となり、これにより新しいスポーツ領域として卓球を加えました。今後も将来の中長期的な各スポーツユーザーの減少に対して、スポーツ種類の増加、すなわちマルチスポーツ化によって事業拡張を目指す戦略を展開してまいります。

新規事業として開始した旅行事業は順調に推移し、当中間連結会計期間においても売上を押し上げる要因となっております。当中間連結会計期間においても、規模の大きなツアーを多数企画しておりその集客に積極的に取り組んでおります。中でも世界最大のトレイルランニングの大会である、「ウルトラトレイル・デュ・モンブラン(UTMB)」では、オフィシャルツアーオペレーターとして多数のランナーの参加を得ました。また、従来のランニングのツアーだけでなくソフトテニスの世界大会観戦ツアー、世界最大の自転車レースであるツールドフランスの観戦ツアーも開催に至っており、実績を積み上げました。今後、旅行事業の中においても、マルチスポーツ化を進め、中期経営計画の重要施策である事業ノウハウの横展開を進めてまいります。

第3四半期以降においても、市場を自ら活発にする活動に注力し、ソフトテニスボールの販売強化、テニスクールでの新規ユーザーの獲得、ツアーの顧客獲得に注力し業績の回復を図ってまいります。

(ゴム事業)

当事業の当中間連結会計期間における業績は、減収減益となりました。

当中間連結会計期間における売上高は1,093,968千円(前年同期比16.4%減)となり、セグメント利益(営業利益)は34,618千円(前年同期比68.0%減)となりました。

当事業は、当社グループの創業以来の事業で、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であり、日本国内のみならず、タイ王国、マレーシア、ベトナム社会主義共和国などにおいて事業展開をしております。

当事業の当中間連結会計期間における業績につきましては、ゴムライニング事業とプレス関連事業に分かれております従来事業においては今年度は下半期特に第4四半期に売上が集中する見通しとなっており、上半期は低調に推移いたしました。ゴムライニング防食施工において、東日本における大手施工会社としてオンリーワン企業としての地位が確立され、積極的に営業拡大を進めており、順調に進捗しております。しかし当連結会計年度において後半に納品が集中している状況であること、現在の見積み等が増加していることから、当期並びに中期に安定的に成長を目指すことが可能であると考えております。また、プレス関連商品につきましても、前年から値上げを行い、これにより利益率が改善しており、今後さらに改善すると考えております。

ゴムライニング防食施工はゴム事業の中で収益性と競争力が高い事業です。今後は更に残存者利益を享受できる地位を確立しておりますので、ゴム事業内におけるゴムライニング防食施工への選択と集中を進めることで売上高と利益を増加させられると考えております。

一方で、エネルギー料金の値上げや物流好ストの値上げ、原材料の値上げなど厳しい状況が続いておりますが、国内製造業の設備投資は以前に比較して円安によって活況となっており、中長期的に受注は順調に推移すると考えております。当事業は景気悪化に対して半年程度遅行して影響が出る業種であり、今後も注意してまいります。

(コンテンツ事業)

当事業の当中間連結会計期間における業績は、増収増益となりました。

当中間連結会計期間における売上高は385,729千円(前年同期比15.8%増)、セグメント利益は138,909千円(前

年同期比117.9%増)となりました。これは受注状況が堅調であったことに加え、ロイヤリティ収入が堅調に推移したことによるものです。

当事業は、主にゲームの企画開発や漫画やアニメ、ゲーム等のエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の企画編集、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画開発など、コンテンツ商品の企画開発分野で独自性を持って展開しております。

現在、当社連結子会社である株式会社ウェッジホールディングスの祖業でありますコンテンツ事業においては長年の不振を払しょくし、過去10年以上かけて戦略的に事業を選択集中させるとともに海外事業を含めて新規事業に取り組み、営業拡大を図り、同時に生産性の改善、コストの適正化を図ってまいりました成果が実を結んでいる結果、長期的に利益改善が進んでおります。

当事業の当中間連結会計期間における業績につきましては、ゲーム企画開発、書籍編集、その他コンテンツ関連企画開発等の受注が堅調に推移し、コストコントロールを確実に進めている結果利益を増加させました。同時に、印税収入に当たるロイヤリティ収入が過去最高となったことで、利益増を果たしております。この数年間の高い利益水準が、コンテンツの入れ替わりや投資的経費の増加で一時期下がりましたが、回復して高い水準へと復帰しております。それと同時に、今後のさらなる成長に向け、人的資源を新規事業並びに海外展開に適切に投資的経費を投下し続けており、長期的にはこれらも利益貢献するものと考えております。

今後は、中期経営計画でお知らせしましたように、国内の新規事業展開と海外展開を積極的に進めることで、本格的な事業拡大につなげる方針を継続してまいります。

(Digital Finance事業)

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業になっておりますが、当社グループの重要な事業であるため解説しております。

当事業の当中間連結会計期間における業績は、減収減益となりました。

当中間連結会計期間における売上高は1,807,425千円(前年同期比15.7%減)、投資損失(注)は420,793千円(前年同期は投資損失312,059千円)となりました。(注)連結損益として取り込んだ持分法投資損失

当中間連結会計期間におきましては、持分法適用関連会社からの取込利益を精査する過程において、主にGroup Lease PCL.の子会社の業績に加えて、当該事業の進出地域での経営環境を勘案し、貸倒引当金を見直したこと、子会社の清算に伴う引当金計上、法的係争費用やその影響による損失などが発生したことで、持分法による投資損失を計上することによるものです。

当中間連結会計期間におきましては、各国において、政治経済の状況を踏まえ、事業継続を行っております。

過去5年間、コロナ禍並びに同事業を行うGroup Lease PCL.やその子会社がJ Trustグループとの係争が継続している状況を踏まえて大型の裁判を行っていること、などから全営業国において保守的なリスクマネジメントのために新規貸付を抑制し、回収に注力してきました。この結果、営業貸付金が減少し、現金預金が増加して、売上高・セグメント利益ともに減少してきていました。今後は、上記国別商品別の状況に応じて、新たな再成長を開始いたしております。

(リゾート事業)

当事業は連結セグメントではなく、持分法適用関連会社の事業になっておりますが、当社グループの重要な資産を保有しているため解説しております。

当事業の当中間連結会計期間における業績は増収減益となりました。

当中間連結会計期間における売上高は481,078千円(前年同期比18.5%増)、投資利益(注)は19,989千円(前年同期比69.8%減)となりました。(注)連結損益として取り込んだ持分法投資利益

当事業はタイ王国ピビ島においてリゾートホテルであるZeavola Resortを運営しております。欧米の富裕層を中心にした顧客層から支持を受ける環境に配慮した循環型のサステナブルリゾートとして多くの表彰を受賞するファイブスターリゾートとして、高単価の宿泊・サービス収入を得ております。

当事業については3ヶ月遅れでの連結財務諸表への反映がなされており、当中間連結会計期間へは2024年1月から2024年6月までの6ヶ月間の業績が反映されております。

新型コロナウイルスの影響により外国人の入国は厳しく制限されていたため、同ホテルは2020年4月から11月まではほぼ営業がなされておりました。その一方で、従業員への給与支払、設備維持費、減価償却費などが重く、損失を計上しておりました。一方でタイ政府の入国規制緩和により、2021年12月に営業を開始しました。当期は宿泊客が増加しており、例年以上の満室率が継続しております。これにより当中間連結会計期間においては前年同期を上回る売上高増収となりました。一方、5つ星ステータス保持のために閑散期に設備修繕等を実施したことから経費が増加し、前年同期よりも減益となりました。

特に同リゾートはこれまでも世界的なホテル賞を受賞してきておりますが、2023年においてもWORLD LUXURY

HOTEL AWARDSでLuxury Boutique Resort 2023（アジア地域）及びLuxury Sustainable Resort 2023（全世界）を受賞いたしました。今後は閑散期においてホテルの完全稼働、5つ星ステータス保持のための設備投資等を行う予定であり、これによって宿泊単価の上昇も見込んでおります。

(2) 財政状態の分析

(資産)

当中間連結会計期間末における資産残高は、6,650,265千円（前連結会計年度末比183,377千円減）となり、流動資産は、3,282,586千円（前連結会計年度末比266,315千円減）、固定資産は、3,367,679千円（前連結会計年度末比82,938千円増）となりました。

流動資産減少の主な原因は、主にゴム事業及びスポーツ事業、コンテンツ事業における商品及び製品の増加（前連結会計年度末比39,206千円増）、主にゴム事業における仕掛品の増加（前連結会計年度末比17,965千円増）、売掛債権の減少並びに為替の影響等による貸倒懸念債権等の減少による貸倒引当金の減少（前連結会計年度末比273,078千円減）といった増加要因、主に未払法人税等並びに未払消費税等の納付及び借入金の返済等による現金及び預金の減少（前連結会計年度末比136,529千円減）、主にゴム事業、食品事業及びコンテンツ事業における受取手形及び売掛金の減少（前連結会計年度末比170,805千円減）、主に食品事業における原材料及び貯蔵品の減少（前連結会計年度末比12,476千円減）、未収入金の減少（前連結会計年度末比70,268千円減）、回収及び為替の影響等による短期貸付金の減少（前連結会計年度末比193,659千円減）といった減少要因によるものです。

固定資産増加の主な原因は、主に為替の影響等による関係会社株式の増加（前連結会計年度末比73,160千円増）の増加要因、償却によるのれんの減少（前連結会計年度末比17,942千円減）の減少要因によるものです。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債残高は、3,595,067千円（前連結会計年度末比327,858千円減）となり、流動負債は、2,180,489千円（前連結会計年度末比308,981千円減）、固定負債は、1,414,577千円（前連結会計年度末比18,876千円減）となりました。

流動負債減少の主な原因は、振替による未払費用の増加（前連結会計年度末比32,328千円増）の増加要因、主に食品事業及びゴム事業における支払手形及び買掛金の減少（前連結会計年度末比185,470千円減）、返済等による短期借入金の減少（前連結会計年度末比111,707千円減）、納付による未払法人税等の減少（前連結会計年度末比15,516千円減）及び未払消費税等の減少（前連結会計年度末比36,240千円減）といった減少要因によるものです。

固定負債減少の主な原因は、借入等による長期借入金の増加（前連結会計年度末比43,245千円増）の増加要因、振替等による固定負債その他の減少（前連結会計年度末比58,423千円減）の減少要因によるものです。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産残高は、3,055,198千円（前連結会計年度末比144,480千円増）となりました。

純資産増加の主な原因は、為替換算調整勘定の増加（前連結会計年度末比249,186千円増）、非支配株主持分の増加（前連結会計年度末比88,180千円増）といった増加要因、親会社株主に帰属する中間純損失計上による利益剰余金の減少（前連結会計年度末比210,519千円減）の減少要因によるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ139,586千円減少し、888,539千円（前年同期比366,749千円減）となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における営業活動による資金の減少は、69,088千円（前年同期は111,846千円の増加）となりました。これは、主として非資金勘定として計上された減価償却費21,742千円（前年同期は18,900千円）、のれん償却費17,942千円（前年同期は17,942千円）、持分法による投資損失404,084千円（前年同期は持分法による投資損失243,406千円）、売上債権の減少173,497千円（前年同期は158,426千円の増加）といった増加要因、貸倒引当金の減少39,814千円（前年同期は25,478千円の増加）、主としてスポーツ事業、ゴム事業及びコンテンツ事業における棚卸資産の増加38,661千円（前年同期は5,764千円の減少）、主として食品事業及びゴム事業における仕入債務の減少247,754千円（前年同期は274,325千円の増加）、法人税等の支払48,890千円（前年同期は30,391千円）といった減少要因によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における投資活動による資金の減少は、4,295千円（前年同期は8,820千円の減少）となりました。これは、主として定期預金の払戻による資金の増加4,012千円（前年同期は1,200千円）、投資有価証券の売却による資金の増加3,061千円（前年同期は204千円）といった増加要因、定期預金の預入による資金の減少7,000千円（前年同期は3,600千円）、有形固定資産の取得による資金の減少4,096千円（前年同期は8,756千円）といった減少要因によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間における財務活動による資金の減少は、66,608千円（前年同期は661,612千円の増加）となりました。これは、長期借入金の借入による資金の増加60,000千円（前年同期は50,000千円）の増加要因、短期借入の返済等による資金の減少97,547千円（前年同期は83,571千円）、長期借入金の返済による資金の減少27,729千円（前年同期は10,834千円）といった減少要因によるものであります。

(4) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は14,407千円であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	180,000,000
計	180,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	76,293,426	76,293,426	東京証券取引所 (スタンダード市 場)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式。 単元株式数は100株でありま す。
計	76,293,426	76,293,426		

(注) 提出日現在発行数には、2024年11月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年9月30日		76,293,426		5,651,394		1,692,024

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
SIX SIS LTD. (常任代理人 株式会社三菱UFJ 銀行)	BASLERSTRASSE 100, CH-4600 OLTENS WITZERLAND (東京都千代田区丸の内1丁目4番5号)	44,324	58.44
明日香野ホールディングス株式 会社	東京都千代田区平河町2丁目7-5	3,840	5.06
株式会社ニューエラストマー	東京都新宿区西新宿6丁目21-1	1,499	1.98
石川良一	千葉県千葉市稲毛区	1,027	1.36
山田祥美	東京都中野区	1,000	1.32
原戸伸彦	大阪府大阪市東住吉区	707	0.93
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	654	0.86
此下竜矢	東京都江東区	485	0.64
久原須美代	三重県四日市市	389	0.51
大山義男	神奈川県川崎市	367	0.48
計		54,296	71.58

(注) 1 上記の他、証券保管振替機構名義の株式が5千株あります。

2 上記の他、当社所有の自己株式445千株があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 445,700		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 75,817,900	758,179	同上
単元未満株式	普通株式 29,826		同上
発行済株式総数	76,293,426		
総株主の議決権		758,179	

(注) 「完全議決権株式数(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が5,900株(議決権59個)含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 昭和ホールディングス(株)	千葉県柏市十余二348番地	445,700		445,700	0.58
計		445,700		445,700	0.58

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 中間連結財務諸表の作成方法について

当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第3編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(2024年4月1日から2024年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、監査法人アリアによる期中レビューを受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,050,268	913,739
受取手形及び売掛金	2, 3 1,558,086	2, 3 1,387,280
商品及び製品	212,278	251,484
仕掛品	261,049	279,014
原材料及び貯蔵品	121,031	108,554
未収入金	154,912	84,644
短期貸付金	702,686	509,027
その他	83,377	70,550
貸倒引当金	594,789	321,711
流動資産合計	3,548,901	3,282,586
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	115,050	109,340
機械装置及び運搬具（純額）	91,680	101,545
工具、器具及び備品（純額）	9,618	11,196
土地	42,748	42,748
リース資産（純額）	4,592	9,027
有形固定資産合計	263,690	273,858
無形固定資産		
のれん	376,789	358,847
その他	4,583	4,381
無形固定資産合計	381,372	363,228
投資その他の資産		
投資有価証券	68,436	76,025
関係会社株式	2,047,182	2,120,342
長期貸付金	51,679	52,695
長期未収入金	212,921	220,300
破産更生債権等	10,195	10,195
差入保証金	245,580	245,530
繰延税金資産	2,108	2,226
その他	69,048	71,797
貸倒引当金	67,474	68,520
投資その他の資産合計	2,639,678	2,730,593
固定資産合計	3,284,741	3,367,679
資産合計	6,833,643	6,650,265

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3 830,851	3 645,381
短期借入金	718,448	606,740
1年内返済予定の長期借入金	58,930	57,353
未払法人税等	70,324	54,807
未払消費税等	94,902	58,662
未払費用	500,444	532,773
賞与引当金	49,160	53,705
その他	166,409	171,065
流動負債合計	2,489,471	2,180,489
固定負債		
長期借入金	144,953	188,198
繰延税金負債	35,979	39,557
退職給付に係る負債	276,018	264,301
資産除去債務	849,668	854,109
その他	126,834	68,410
固定負債合計	1,433,454	1,414,577
負債合計	3,922,925	3,595,067
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,651,394	5,651,394
資本剰余金	2,818,368	2,818,368
利益剰余金	6,086,464	6,296,984
自己株式	24,488	24,488
株主資本合計	2,358,809	2,148,289
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	21,749	22,569
為替換算調整勘定	801,525	552,339
その他の包括利益累計額合計	779,775	529,769
新株予約権	67,881	84,696
非支配株主持分	1,263,802	1,351,982
純資産合計	2,910,717	3,055,198
負債純資産合計	6,833,643	6,650,265

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)
売上高	4,715,501	4,552,752
売上原価	3,419,067	3,248,650
売上総利益	1,296,433	1,304,101
販売費及び一般管理費	1 1,170,042	1 1,217,797
営業利益	126,391	86,304
営業外収益		
受取利息	11,082	9,601
受取配当金	1,283	1,432
為替差益	44,084	1,923
貸倒引当金戻入額	991	1,491
その他	20,256	22,556
営業外収益合計	77,698	37,004
営業外費用		
支払利息	5,833	5,446
株式交付費	31,589	-
訴訟関連費用	55,452	13,281
持分法による投資損失	243,406	404,084
その他	10,869	10,996
営業外費用合計	347,151	433,808
経常損失()	143,061	310,499
特別利益		
投資有価証券売却益	-	1,280
特別利益合計	-	1,280
特別損失		
貸倒引当金繰入額	21,654	-
特別損失合計	21,654	-
税金等調整前中間純損失()	164,715	309,218
法人税、住民税及び事業税	32,769	29,627
法人税等調整額	2,801	604
法人税等合計	29,968	30,232
中間純損失()	194,683	339,451
非支配株主に帰属する中間純損失()	54,112	128,932
親会社株主に帰属する中間純損失()	140,571	210,519

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純損失()	194,683	339,451
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,387	5,431
為替換算調整勘定	1,699	207,331
持分法適用会社に対する持分相当額	4,206	254,355
その他の包括利益合計	517	467,118
中間包括利益	195,201	127,667
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	145,352	39,323
非支配株主に係る中間包括利益	49,849	88,343

(3) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純損失()	164,715	309,218
減価償却費	18,900	21,742
のれん償却額	17,942	17,942
貸倒引当金の増減額(は減少)	25,478	39,814
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	2,035	11,716
賞与引当金の増減額(は減少)	5,790	4,545
受取利息及び受取配当金	12,366	11,033
支払利息	5,833	5,446
株式交付費	31,589	-
為替差損益(は益)	30,050	15,747
持分法による投資損益(は益)	243,406	404,084
投資有価証券売却損益(は益)	-	1,280
貸倒引当金繰入額	21,654	-
売上債権の増減額(は増加)	158,426	173,497
棚卸資産の増減額(は増加)	5,764	38,661
仕入債務の増減額(は減少)	274,325	247,754
その他	142,067	9,392
小計	145,092	25,865
利息及び配当金の受取額	1,758	11,479
利息の支払額	4,613	5,812
法人税等の支払額	30,391	48,890
営業活動によるキャッシュ・フロー	111,846	69,088
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,600	7,000
定期預金の払戻による収入	1,200	4,012
有形固定資産の取得による支出	8,756	4,096
有形固定資産の売却による収入	-	9
無形固定資産の取得による支出	848	-
投資有価証券の取得による支出	965	1,084
投資有価証券の売却による収入	204	3,061
貸付金の増減額(は増加)(純額)	3,844	803
差入保証金の増減額(は増加)	101	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	8,820	4,295
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	83,571	97,547
長期借入れによる収入	50,000	60,000
長期借入金の返済による支出	10,834	27,729
非支配株主への株式の発行による収入	69,300	-
新株予約権の行使による非支配株主への株式の発行による収入	639,800	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	3,083	1,332
財務活動によるキャッシュ・フロー	661,612	66,608
現金及び現金同等物に係る換算差額	908	405
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	763,730	139,586
現金及び現金同等物の期首残高	491,558	1,028,125
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 1,255,288	1 888,539

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による中間連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当中間連結会計期間の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前中間会計期間及び前連結会計年度については遡及適用後の中間連結財務諸表及び連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について)

当社持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)の子会社であったGroup Lease Holdings PTE. LTD. (清算手続中)が保有していた貸付債権等(以下「GLH融資取引」という。)に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けました。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時の2018年3月期決算において、全額損失処理済ですが、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)による調査が継続しております。現在も未解決事項となっており、当社グループは、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。また、後述の(追加情報)に関する注記(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)に記載のとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE. LTD. からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中となっております。

これらタイDSIの調査や訴訟の展開次第では、当社グループが保有するGL持分法投資(当中間連結会計期間末の持分法適用関係会社株式簿価11億円)の評価等に影響が生じる可能性があります。現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、中間連結財務諸表には反映しておりません。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. 等との係争について)

当社持分法適用関連会社であるGLが発行した総額1億80百万米ドルの転換社債保有者であったJTRUST ASIA PTE. LTD. (以下「JTA」という。)は、GLがタイSECから2017年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、タイ王国及びシンガポール共和国において当社グループに対して各種の訴訟が提起されており、一部終結に至ったものの、現在も係争中となっております。

JTAが行っている主な訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。これらの訴訟の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

(1) J T Aが行っている主要な訴訟の概要

イ) (G L) 損害賠償請求訴訟

1 . 訴訟提起日	2018年1月9日
2 . 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aの子会社であるJ T Aは、当社持分法適用関連会社G Lの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、J T AはG Lに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求していましたが、G Lといたしましては、当該投資契約解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていなかったことから、これらの要求にはお断りしつつも、円満解決に向け誠実に対応してまいりました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、J T Aは、G L及びG L H等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促すために、同社グループの財務諸表を改ざんし、G Lが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということをも理由として、G L及びG L Hに対し損害賠償請求を求め、これら一連の訴訟を提起したものです。
3 . 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4 . 訴訟の内容	J T Aは、タイにおいて、G L、G L取締役3名、並びに此下益司氏に対し、J T Aの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5 . 訴訟の進展	係争中です。

ロ) (E H A) 暫定的資産凍結命令訴訟

1 . 訴訟提起日	2020年10月21日
2 . 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	(E H A) 損害賠償請求訴訟に伴い、2020年10月21日にE H Aに対し、1億95百万米ドルまでの通常の業務で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）が下されております。
3 . 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4 . 訴訟の内容	シンガポール共和国において、1億95百万米ドルまでの通常の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令（暫定的資産凍結命令）となります。
5 . 訴訟の進展	暫定的資産凍結命令が発令されており、現在も継続しております。

八) (EHA) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2020年11月16日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T A は、当社連結子会社のEngine Holdings Asia PTE . LTD . (以下「E H A」という。)他1社を被告とし、2020年11月16日にシンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、J T A が G L に対して実施した投資(転換社債合計2億1千万米ドル及びG L 株式の購入他5億27百万タイバーツ)について、G L H が他の被告と共謀し、J T A に投資を促すために、G L の財務諸表を改ざんし投資家等に損害を与え、その行為にE H A も参画しているという主張からE H A 他1社に対し損害賠償請求を求めています。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T A は、シンガポール共和国において、G L H、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、J T A の投資額(最低2億1千万米ドル)の損害賠償を求め訴訟を提起しております。
5. 訴訟の進展	係争中です。

二) (当社他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年6月21日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T A が当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主であるA.P.F.Group Co. , Ltd . に対して、此下益司氏及びG L の詐欺行為との共同不法行為責任に基づく損害として、24百万米ドルの支払を求める損害賠償請求訴訟を東京地方裁判所に提起しました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T A が24百万米ドルの損害賠償の支払いを当社及び当社連結子会社株式会社ウェッジホールディングス並びに当社親会社筆頭株主A.P.F.Group Co. , Ltd . に求める訴訟であります。
5. 訴訟の進展	係争中です。

実質的に当社の株式を保有しているか確認中です。

ホ) (GLH他) 損害賠償請求訴訟

1. 訴訟提起日	2021年8月3日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAがシンガポール共和国高等法院にて、GLH他此下益司氏及び他4社に対し、2020年10月の判決に含まれていなかった投資金額1億24百万米ドルに係る損害の回復を求める訴訟を提起し、同高等法院は、2021年8月4日、JTAの求めに応じて、1億30百万米ドルの資産凍結命令を発令しております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	シンガポール共和国において、JTAは、GLH他此下益司氏及び他4社に対し、JTAが行った投資(1億24百万米ドル)に関する損害賠償を求める訴訟を提起しており、GLHに対し、1億3千万米ドルまでの通常の事業活動で生じる以外の資産取引の禁止、及びシンガポール共和国外への資産の移転・処分を禁止する命令(暫定的資産凍結命令)が下されております。
5. 訴訟の進展	GLH他此下益司氏及び他4社に対し、1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000SGドルの支払いを命じました。別途、GLH及び此下益司氏に対しては、当該損害賠償請求棄却の申立てを行っていたことから、9,000SGドルの支払いが命じられております。なお、GLH及び此下益司氏に対する暫定的資産凍結命令は維持されます。当該判決を不服として、GLHは2023年4月19日に控訴を行いました。2023年11月22日に当該控訴の申立てが棄却され、第一審判決が維持されました。その後最終審となる控訴裁判所に対して上訴の許可を求める申立てを2023年12月6日に行っておりましたが、2024年1月11日付で当該申立てが棄却されました。この確定判決を受け、今後、当社グループの経営等にも悪影響を及ぼす可能性があります。当社及びGLとしましては、当該損害賠償請求金額相当金額が、当社持分法適用関連会社GLの連結財務諸表において負債として計上されており、財務的な影響は限定的であると考えておりますが、今後の対応、支払い等の詳細につきましては弁護士とも相談し、慎重に対応してまいります。

へ) (GLH) 会社清算申立

1. 訴訟提起日	2023年4月12日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	JTAは、上記のホ) (GLH他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、GLHに対する会社清算の申立てを行いました。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE. LTD. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	JTAは、上記のホ) (GLH他) 損害賠償請求訴訟での1億24百万米ドル及びこれに対する2021年8月1日からの利息(年利5.33%)並びに訴訟費用30,000SGドルの支払判決を受け、シンガポール共和国高等裁判所にて、2023年4月12日に、GLHに対する会社清算の申立てを行いました。
5. 訴訟の進展	2023年9月6日、シンガポール共和国高等裁判所が暫定的な資産保全人Provisional Liquidatorの選任を決定いたしました。また、2024年3月4日には、同裁判所がGLHの清算を命じたことを受け、Liquidatorにより、GLHの清算手続きが進められております。これに対して、GLは、GLHの債権者として、同手続きに異議を申し立てると共に、GLHの被担保債権者として、その担保権を実現するための措置を進めてまいります。

ト) (GL)会社更生手続申立訴訟

1. 訴訟提起日	2023年6月30日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してGLの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
3. 訴訟と提起した者の概要	(商号) JTRUST ASIA PTE . LTD . (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義
4. 訴訟の内容	J T Aは2023年6月30日にタイ中央破産裁判所に対してGLの会社更生手続きを申立て、係争となっております。
5. 訴訟の進展	2024年3月27日、タイ中央破産裁判所は、J T Aによる会社更生の申立てを棄却しました。J T Aによる会社更生法の訴えは3度に渡るもので、J T Aが根拠のない訴訟を繰り返していることがさらに明らかになったと考えております。今後GLが被った損害に対して補償を追加して、追求していくことを当社としても積極的に支援し、当社自信が被っている様々な損害についても追求をしております。

(2) 当社グループの見解及び対応について

GL及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、上記一連の訴訟についてはいずれも事実に基づかない不当なものであると考えており、GL及び当社といたしましては、当社グループの正当性を主張すべく肅々と法的対応を進めてまいりる所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取ってまいります。

また、当社といたしましては、グループ会社の裁判に対する支援を最大限行い、当社グループの資産の保全及び、損害を回復すべく最善の手段を講じてまいります。

(GL Finance PLC. のファイナンスリーシングライセンス取消と会社清算について)

当社持分法適用関連会社のGLは、GLの連結子会社でありカンボジアでファイナンス事業を営んでいるGL Finance PLC. (以下「GLF」という。)が、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリーシングライセンスの取り消しと会社の清算についての通知を受け、GLFでは、清算人を選定し、清算手続きに入っております。

当社の連結業績に与える影響につきましては、今後、清算手続きの中で、持分法による投資損失が発生する可能性があります。情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では確定した数値を算出できる状態ではありません。

今後、その影響等が判明した場合には、適時適切に公表してまいります所存です。

(中間連結貸借対照表関係)

1 偶発債務

(訴訟事件)

追加情報の「JTRUST ASIA PTE . LTD . 等との係争について」に記載の事項をご参照下さい。

2 受取手形割引高及び受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
受取手形裏書譲渡高	1,612千円	911千円

3 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が、前連結会計年度末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
受取手形	10,131千円	千円
受取手形裏書譲渡高	102 "	"
支払手形	38,663 "	"

(中間連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
運送費及び保管費	317,564千円	309,948千円
給料	238,826 "	238,111 "
貸倒引当金繰入額	4,198 "	3,935 "
賞与引当金繰入額	9,756 "	6,295 "
退職給付費用	6,073 "	5,471 "
減価償却費	7,753 "	6,863 "
研究開発費	12,715 "	14,322 "

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金及び預金	1,275,036千円	913,739千円
預入期間が3か月を超える定期預金	18,200 "	25,200 "
拘束性預金	1,548 "	"
現金及び現金同等物	1,255,288千円	888,539千円

(株主資本等関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	食品事業	スポーツ事業	ゴム事業	コンテンツ事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	2,480,213	580,868	1,309,277	333,048	4,703,408
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	2,480,213	580,868	1,309,277	333,048	4,703,408
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	216,055	2,443	108,262	63,737	390,498

	その他 (注1)	調整額 (注2)	中間連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	12,092		4,715,501
セグメント間の内部売上高 又は振替高	224,789	224,789	
計	236,882	224,789	4,715,501
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	3,661	260,445	126,391

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 260,445千円には、全社費用 242,261千円、その他の調整額 18,183千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				
	食品事業	スポーツ事業	ゴム事業	コンテンツ事業	計
売上高					
外部顧客への売上高	2,454,627	606,883	1,093,968	385,729	4,541,208
セグメント間の内部売上高又は振替高					
計	2,454,627	606,883	1,093,968	385,729	4,541,208
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	210,054	15,853	34,618	138,909	367,728

	その他 (注1)	調整額 (注2)	中間連結 損益計算書 計上額 (注3)
売上高			
外部顧客への売上高	11,544		4,552,752
セグメント間の内部売上高 又は振替高	199,748	199,748	
計	211,292	199,748	4,552,752
セグメント利益又は損失() (営業利益又は損失())	33,420	248,003	86,304

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値であります。

2 セグメント利益又は損失の調整額 248,003千円には、全社費用 251,149千円、その他の調整額3,145千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3 セグメント利益又は損失は、中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(収益認識関係)

地域別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				
	食品事業	スポーツ事業	ゴム事業	コンテンツ事業	計
主たる地域市場					
日本	2,480,213	580,629	1,275,948	307,671	4,644,463
タイ			19,766		19,766
東南アジア他		239	13,561	25,376	39,177
顧客との契約から生じる収益	2,480,213	580,868	1,309,277	333,048	4,703,408
その他の収益					
外部顧客への売上高	2,480,213	580,868	1,309,277	333,048	4,703,408

(単位:千円)

	その他 (注)	合計
主たる地域市場		
日本	126	4,644,589
タイ	11,966	31,733
東南アジア他		39,177
顧客との契約から生じる収益	12,092	4,715,501
その他の収益		
外部顧客への売上高	12,092	4,715,501

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値を含んでおります。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	報告セグメント				
	食品事業	スポーツ 事業	ゴム事業	コンテンツ 事業	計
主たる地域市場					
日本	2,454,627	606,883	1,057,235	362,338	4,481,084
タイ			12,266	578	12,844
東南アジア他			24,465	22,812	47,278
顧客との契約から生じる収益	2,454,627	606,883	1,093,968	385,729	4,541,208
その他の収益					
外部顧客への売上高	2,454,627	606,883	1,093,968	385,729	4,541,208

(単位:千円)

	その他 (注)	合計
主たる地域市場		
日本	41	4,481,125
タイ	11,502	24,347
東南アジア他		47,278
顧客との契約から生じる収益	11,544	4,552,752
その他の収益		
外部顧客への売上高	11,544	4,552,752

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、親会社によるグループ統括事業・投資育成事業・事業開発事業等業績数値を含んでおります。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(1) 1株当たり中間純損失金額()	1円85銭	2円78銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純損失金額()(千円)	140,571	210,519
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純損失金額()(千円)	140,571	210,519
普通株式の期中平均株式数(千株)	75,847	75,847
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額		
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する中間純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(千株)		
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在するものの、1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

2 【その他】

(訴訟の提起等)

当社（監査等委員である取締役を除く）取締役の地位確認等請求訴訟

当社は、2021年7月7日付けで、2021年6月25日に開催した当社第120回定時株主総会において当社が提案する（監査等委員である取締役を除く）取締役の選任議案（現任取締役6名の再任）に対し、A.P.F.Group Co., Ltd. の代理人を称する議決権行使を認めることができない者から動議行動（以下「当該動議」といいます。）により提案された（監査等委員である取締役を除く）取締役6名（以下「動議対象者」といいます。）が取締役でないことの確認を求める仮処分申立を裁判所に提起いたしました。

それに対し動議対象者は、2021年7月27日付けで当社の取締役であることを確認する仮処分命令申立（当社及び動議対象者の両申立を併せ、以下「当該申立」といいます。）を提起しておりました。

その後、2022年3月30日及び2022年3月31日に、当該申立について、当社と動議対象者の双方の申立が却下される結果となり、2022年4月28日に動議対象者が、当社に対し、当社（監査等委員である取締役を除く）取締役4名について、取締役の地位確認等請求訴訟の提起をした旨の特別送達を受領しております。

当社といたしましては、証拠に基づいた厳正かつ慎重な審理によって事実の確認を進めていただくべく、2022年5月10日付けでA.P.F.Group Co., Ltd. が、当社の株主でないことの確認を求めた本訴を提起しております。

今後の対応について

当社は、法的な要件を満たした現任取締役がこれまでと変わらず取締役としての職務執行を遂行しております。当社が提起した本訴につきましては、仮処分手続きではなく証拠に基づいた厳正かつ慎重な審理によって、当社株主の存在（及び不存在）を確認する為の行為であり、上場会社として適切なコーポレートガバナンスを維持するべく、粛々とその対応を進めてまいります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2024年11月14日

昭和ホールディングス株式会社
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員 公認会計士 山 中 康 之
業務執行社員

代表社員 公認会計士 吉 澤 将 弘
業務執行社員

限定付結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている昭和ホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書及び包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、「限定付結論の根拠」に記載した事項の中間連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、昭和ホールディングス株式会社及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

限定付結論の根拠

（追加情報）（Group Lease Holdings PTE . LTD . が保有していたタイSEC指摘GLH融資取引に関する悪影響について）に記載のとおり、会社の持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL .（以下「GL」という。）の子会社であったGroup Lease Holdings PTE . LTD .（清算手続中）が保有していた貸付債権等（以下「GLH融資取引」という。）に関連して、GLは、2017年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上などの指摘を受けた。当該タイSEC指摘GLH融資取引については、この問題の発覚時に全額損失処理済みだが、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」という。）による調査が継続しており、現在も未解決事項となっている。当監査法人は、タイSEC指摘GLH融資取引について、追加的な検討を行ったものの、監査の限界であり、十分かつ適切な監査証拠を入手することができていない。また、（追加情報）（JTRUST ASIA PTE . LTD . 等との係争について）に記載されているとおり、当該タイSEC指摘GLH融資取引に関連し、JTRUST ASIA PTE . LTD . からタイ王国及びシンガポール共和国等で、各種の訴訟が提起され係争中である。シンガポール共和国での損害賠償訴訟ではシンガポール高等裁判所がGLHに1億2400万米ドル等の損害賠償金の支払判決を下し、2024年3月4日、GLHの清算を命じたことを受け、同裁判所が選任したLiquidatorによりGLHの清算手続きが進められている。これに対しGLは、GLHの債権者として、同手続に異議を申し立てると共に、GLHの被担保債権者として、その担保権を実現するための措置を進めている。さらに、（追加情報）（GL Finance PLCのファイナンスリースングライセンス取消と会社清算について）に記載されているとおり、GL子会社でカンボジアにてファイナンス事業を営んでいるGL Finance PLC（以下、GLF）が、2024年9月12日付でカンボジア国立銀行より、ファイナンスリースングライセンスの取り消しと会社の清算についての通知を受け、GLFでは清算人が選定され清算手続きが進められている。

上記のタイDSIの調査、関連する訴訟、GLH清算手続と関連するGL担保権の実現措置の展開、GLF清算手続次第では、会社グループが保有するGL持分法投資（当中間連結会計期間末の関係会社株式簿価11億円）の評価等に影響が生じる可能性があるが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることが困難なため、中間連結財務諸表には反映されていない。

当監査法人は、これらのタイSEC指摘GLH融資取引に関する影響を含めGL持分法投資の評価等について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができておらず、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができていない。

当監査法人は、上記の監査範囲の制約の影響について金額の重要性はあるがGL持分法投資等の特定の勘定に限定されるもので広範ではないと判断できたことから、当中間連結会計期間の中間連財務諸表について限定付結論を表明することとした。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国にお

ける職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。